

役員報酬規程一部改正について

役員報酬規程の別表第2は、常勤役員退職手当の算出基準であるが、現行は月の掛金しか明示されておらず、掛金納付月数という文言を加えるものです。

改正後	改正前
別表第2 常勤役員退職手当の算出基準 中小企業退職金共済からの退職金(掛金 月20,000円× <u>掛金納付月数</u>)	別表第2 常勤役員退職手当の算出基準 中小企業退職金共済からの退職金(掛金 月20,000円)